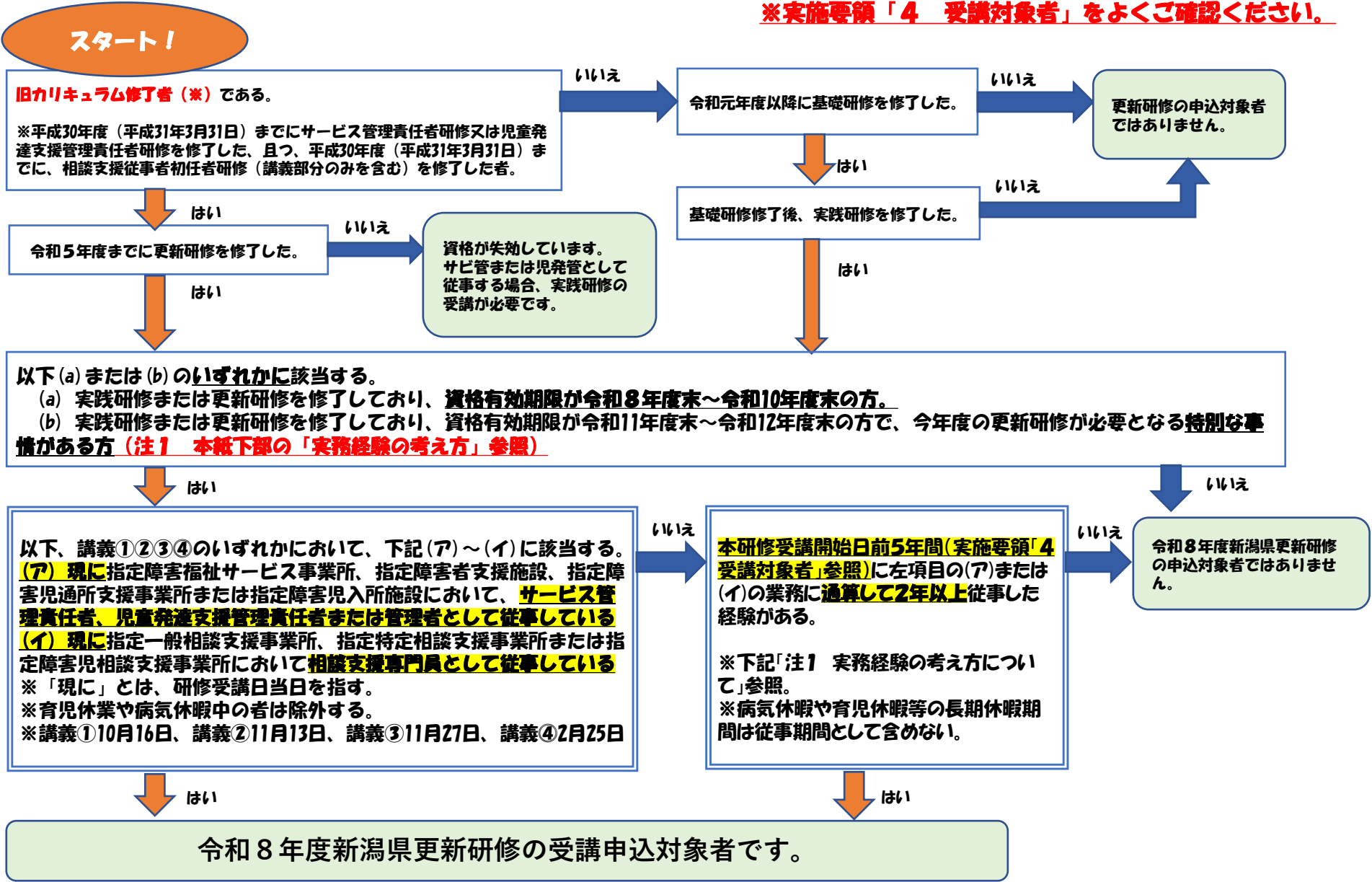


令和8年度 更新研修 受講申込みの流れ

※実施要領「4 受講対象者」をよくご確認ください。



注1 実務経験の考え方について

・「本研修受講開始日前5年間に(ア)または(イ)の業務に通算して2年以上従事していた者」について、対象となる「5年間」は、今年度の更新研修を受講するタイミングによって変わるためご注意ください。(ウ)に該当する方で、下記の期間の全てにおいて、実務経験が2年未満の場合は、本研修を受講できません。実践研修修了者については、実践研修修了前の実務経験は含みませんので、ご注意ください。

講義①受講者：令和3年10月16日～令和8年10月15日
講義②受講者：令和3年11月13日～令和8年11月12日
講義③受講者：令和3年11月27日～令和8年11月26日
講義④受講者：令和4年2月25日～令和9年2月24日

※起算日は「実践研修修了年度の翌年度」または「初回の更新研修修了年度の翌年度」となります。サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者としての従事を継続される場合、起算日から5年度の間に更新研修を受講する必要があります。
※サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の資格を失効しない限り、起算日が変わることはありませんのでご注意ください。

(例) 令和6年度実践研修修了後、育児休業を取得し、令和11年度は支援員として復帰する予定の者。

